

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

| 業者名 | 住所 |
|-----------|-----------------|
| (株) 綜企画設計 | 東京都千代田区岩本町2-5-2 |

2. 指名停止措置期間

平成27年 4月14日 から 平成27年 5月13日 1ヶ月

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

本件については、(株) 綜企画設計の元従業員が、平成24年3月民間会社から依頼された愛媛県松山市に申請するための特定施設変更許可申請業務の処理が遅れていたことを隠すため、許可書を偽造のうえ行使したとして、平成25年10月26日付、有印公文書偽造、同行使の罪により松山地方裁判所から懲役刑（執行猶予有）を受けたものである。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号の措置要件に該当し、それを準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

本件については、指名停止1ヶ月とする。

指名停止措置要領別表第2

| 措置要件 | 期間 |
|---|---------------------------|
| (不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から 1ヶ月以上 9ヶ月以内 |

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

○総務部契約課長 入江 正利 (内線2511)

総務部経理調達課長 兼井 政勝 (内線6311)

○総務部契約課長補佐 高崎 勝行 (内線2512)